Governance ガバナンス報告

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社および当社グループは、「古河電工グループ理念」^{注)}に基づき、透明性・公平性を確保のうえ意思決定の迅速化など経営の効率化を進め、事業環境や市場の変化に機動的に対応して業績の向上に努めるとともに、内部統制体制の構築・強化およびその実効的な運用を通じて経営の健全性を維持し、もって永続的な業容の拡大・発展、企業価値の増大を図ることを基本とし、次の考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- (i)株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (ii) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (iii)会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (iv) 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立社外取締役の役割を重視しつつ、 客観的な立場からの業務執行監督機能の実効化を図る。
- (v)中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンスの充実に取り組むための方針として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」注を定めています。

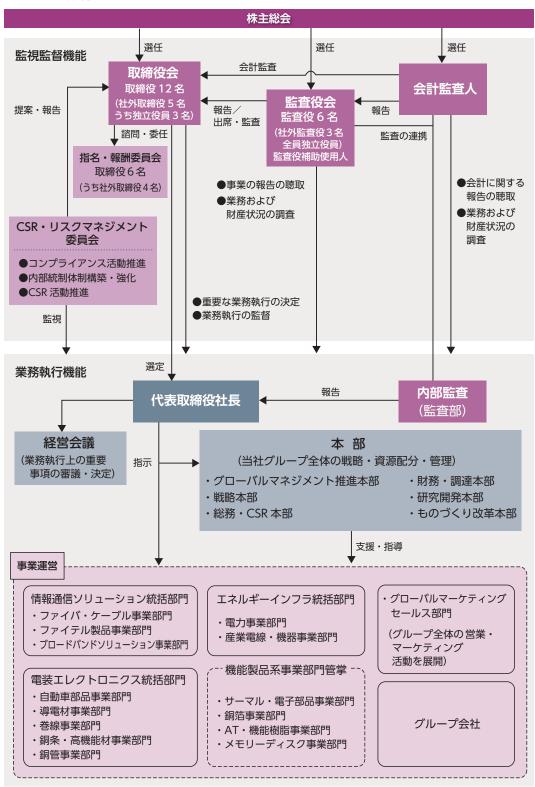
注)「古河電エグループ理念」につきましては本紙20ページを、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」につきましては当社ホームページをご覧ください。

コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、会社法上の機関設計として、監査機能の制度 的な独立性を維持する観点から、監査役会設置会社を 選択しています。また、取締役会の監督機能を補完する ために、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬 委員会を設置しています。



ガバナンス体制図



(2018年6月22日現在)

監視監督機能

●取締役会

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明 責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価 値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図る責 務を担うものとし、以下の事項の監督・決定等を行うこ ととしています。

- 1. コーポレートガバナンスに関する事項の決定
- 2. 経営戦略や経営計画等の策定および変更ならびに その遂行の監督

- 3. 資本政策に関する事項の決定
- 4. 経営陣(代表取締役を含む業務執行取締役および執行役員)の選解任およびこれらに対する報酬の決定(指名・報酬委員会へ委任する場合を含む。)
- 5. コンプライアンスや財務報告に係る内部統制およびリスク管理体制の整備に関する事項の決定およびその運用の監督
- 6. 経営戦略等を踏まえた重要な業務執行の決定
- 7. その他法令等で定められた事項

現在、当社の取締役会は12名で構成されており内5名が社外取締役(独立役員3名を含む)です。社外役員は、金融機関・商社・事業会社における豊富な経営経験あるいは法律・産業政策等の分野における専門性の高い知識・経験を有しており、取締役会では、それらの経験に基づく多様な観点からの意見・指摘を尊重して意思決定等を行っています。

また、当社は取締役会実効性評価を毎年実施しており、その結果の概要を当社ホームページで開示しております。

●指名・報酬委員会

当社は「指名・報酬委員会」を設置しております。同委員会は、最高経営責任者である社長候補の選定を含め、取締役等の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性および透明性を確保して、コーポレートガバナンスの強化を図ることを目的とし、取締役会決議により取締役中より選任された5名以上の委員(過半数は社外取締役)で構成されます。

なお、現在、同委員会の委員は6名で構成されており 内4名が社外取締役です。

●監査役会

監査役および監査役会は、法令に基づく調査権限を 行使することを含め適切に情報入手を行うとともに、株 主に対する受託者責任を踏まえ独立した客観的な立場 から取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意 見を述べるものとしており、監査役は、内部監査部門と 定期的な会合などにより連携を確保するとともに、監査 の方針、計画および結果を定期的に取締役会に報告し ています。 また、常勤監査役は、経営会議など重要な業務執行の決定に関する会議に出席するとともに、監査およびこれらの会議により得た情報を、適切に社外監査役へ提供するほか、監査役業務および監査役会運営の補助を行う者として、経営陣からの独立性が保障された監査役補助使用人を置き、監査機能の強化を図っています。

なお、現在、監査役会は6名で構成されており内3名 が社外監査役(3名全員が独立役員)です。

業務執行機能

当社の業務執行は、取締役会の監督の下、最高責任 者である社長がこれを指揮しています。当社グループ の事業は、14の事業部門から構成されており、事業部 門長が、所管関係会社の経営を含め、各事業の運営を 指揮しています。また、関連性の強い複数の事業部門を 統括し指揮・監督する者として、情報通信ソリューショ ン統括部門長、エネルギーインフラ統括部門長および電 装エレクトロニクス統括部門長を置いているほか、機能 製品系の事業領域においては、社長の事業運営監督を 補佐し統合的事業戦略立案などを担う者として、事業部 門管掌を選任しています。このほか、グループ全体の マーケティングおよび販売活動を展開する部門を管轄 するグローバルマーケティングセールス部門長、グルー プ戦略機能や事業支援機能を担う本部部門を管轄する 本部長を置いています。これらの者を業務執行責任者 として、執行部内の意思決定機関である経営会議を構 成しています。経営会議では、業務執行上の重要事項 の審議・決定をしているほか、四半期毎に業務執行状況 報告が行われ、業務執行責任者間の意思疎通を図り、 統制のとれた業務執行がなされるようにしています。ま た、業務執行の状況は、3ヶ月に1度取締役会に報告さ れています。

役員報酬決定のプロセスおよび利益相反の回避

当社では、役員の報酬などに関する方針や個人別報酬の内容などについては、その決定過程での客観性・透明性の確保のため、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会が、取締役会の委任に基づいて決定しています。また、取締役が利益相反取引を行う場合は取締役会での承認を行うなど、法令に基づく対応を行っています。

役員報酬等の決定に関する方針

役員報酬は、当社グループが企業価値を増大 させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持 続的に発展していくために、個々の役員がその 持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を 果たしていくことを可能ならしめる内容のもの とします。

内部統制システムに関する基本的な考え方 およびその整備状況

当社では、職務執行の効率性の維持・向上、法令遵 守(コンプライアンス)、リスク管理、情報管理およびグ ループ会社管理を内部統制の目的と考え、次のとおり内 部統制システムを整備・構築し運用しています。

1) 職務執行の効率性

取締役会が中期経営計画および単年度予算において 達成すべき経営目標を具体的に定め、各業務執行責任 者は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定 期的に取締役会に報告しています。

2) コンプライアンス体制

「古河電エグループ理念」「古河電エグループCSR行動 規範」を倫理法令遵守の基本とし、社長が最高責任者と なり、取締役会直下の組織であるCSR・リスクマネジメ ント委員会 (委員長: 社長) および総務・CSR本部が中 心となって、社内教育や法令違反の点検などのコンプラ イアンス活動を推進しています。また、コンプライアン ス違反の早期発見と是正を図るため「内部通報制度」を 設けると共に、通報をしたことを理由として通報者に不 利益を与えない体制を敷いています。

3) リスク管理体制

当社は、「リスク管理・内部統制基本規程」においてリ スク管理体制と管理方法について定めるとともに、 CSR・リスクマネジメント委員会において、当社グルー プの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理 方法の妥当性について検証する体制を整えています。

4)情報管理体制

重要な意思決定に係る記録や書類を、法令および社 内規程に基づいて適切に管理・保存しています。その 他、業務上の各種情報についても、情報資産としての重 要性と保護の必要性の観点から、統一的な基準を制定 し情報管理体制を運用しています。

5) グループ会社管理

「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社ごと に所管する責任者を定め、所管するグループ会社の経 営状況を把握するために必要な情報の定期報告を求め るとともに、経営指導を行い、一定の事項については当 社の承認を要するものとしています。また、中期経営計 画および単年度予算、リスク管理、コンプライアンスに ついてもグループ会社を含めた施策を実施しています。

6) 財務報告の適正性確保

「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電 エグループ『財務報告に係わる内部統制の整備、評価』 に関する基本方針」(J-SOX基本方針)を定めるとともに、 内部統制システムの構築・整備・運営・モニタリングの 体制と責任を明確にしています。また、金融商品取引法 に定められた内部統制報告書の作成・提出については、 J-SOX会議を設置して、重要事項を審議し、当社グルー プの財務報告にかかる信頼性の維持・向上に努めてい

詳細については、当社ホームページをご覧ください。

コーポレートガバナンス報告書

最新のコーポレートガバナンス報告書は、当社ホーム ページをご覧ください。

コーポレートガバナンスへ

http://www.furukawa.co.jp/company/ governance.html

CSRマネジメント

基本方針と CSR 行動規範

当社グループ各社は、以下のグループ基本方針に沿ってCSR活動を展開しています。

グループ理念に基づき企業活動を展開するにあたり、企業の社会的責任の観点から当社グループの役員・従業員が とるべき基本的行動の規範を定めたものが、CSR行動規範です。

古河電エグループCSR基本方針

(2011年3月改定)

私たちは、古河電工グループ理念に基づき、

- ・国際社会の一員として、国内外の法令、社会規範や倫理に従い、社会・地球環境との調和のとれた事業活動を行い、技術革新を通じた社会的価値の創造に努めます。
- ・全てのステークホルダー (利害関係者) と の健全で良好な関係を維持・向上させ、社 会の持続的な発展に貢献します。

古河電エグループCSR行動規範の項目

(2011年3月改定)

1. 人権

6. 公正取引

2. 労働環境

7. 顧客・取引先・ 社会との関係

3. 地球環境

8. 資産の保全・管理

4. 製品・サービス5. 海外ビジネス・

9. 情報開示

国際取引

10. 役員・従業員の義務

CSR活動へ

http://www.furukawa.co.jp/csr/guideline/

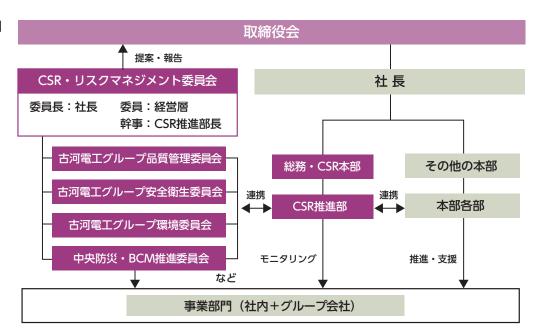
基本的な考え方

真に豊かで持続可能な社会実現に貢献していくために、私たちは当社グループの社会的責任を理解し、CSR 基本方針に沿った取り組みを行っています。CSRへの取り組みは、企業活動と一体であり、当社グループの一人ひとりが主体的に実践できるよう進めていきます。

CSR推進体制

当社グループは、経営層による「CSR・リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループのリスク管理、内部統制、コンプライアンス、社会貢献などを含むCSR活動を監督・推進する体制をとっています。また当社の総務・CSR本部の中にCSR推進部を設け、各種の委員会やコーポレート各部とも連携して、CSRの推進を図っています。

推進体制図



目標と実績 (リスクマネジメント/内部統制/コンプライアンス)		🙂 達成 🔛 未達成事項有り 😞 未達成		
2017年度			2018年度	
目標	取組実績	達成度	目標	
法務・コンプライアンス機能の グローバル化に向けた体制整備 ・東南アジア等におけるコンプラ イアンス教育の検討と実施	・インドネシア (ジャカルタ) にてグルー プ会社スタッフ向けコンプライアンス 教育を実施	©	グローバル事業拡大に対応した コンプライアンス機能の充実 ・海外高リスク地域でのコンプラ イアンス教育の実施	
海外リスクマネジメントの強化 ・事業に影響を与えうるリスクの 把握・整理と対処方針の策定	・海外リスクに関する調査を実施し、リス クを把握・整理して、対処方針を策定	\odot	海外リスクマネジメントの強化 ・海外有事対応マニュアルの拡大	
内部通報制度の海外グループ会社での導入拡大 ・制度連結会社の内部通報制度導入率向上	・海外の制度連結会社の約95%が内部通 報制度を導入	©	サイバーセキュリティ対策の強化 ・「古河電工 CSIRT 注)」の活動方針 に基づく、有事対応訓練の実施	

注) CSIRT: Computer Security Incident Response Teamの略。 サイバーインシデントの発生に対応するための組織であり、イン シデント発生を受けて原因調査、影響範囲特定、根絶などに迅 速に対応するために組織化されたチーム。

責任者の吉



推進体制や仕組みをしっかりと機能させることで、 CSR活動を推進します。

総務・CSR本部 CSR推進部長 米澤 康博

当社グループは、グローバルに事業を展開し事業環境 の変化がますます激しくなる中で、様々なステークホル ダーを意識して変化に適応するとともに、ステークホル ダーへの責任を着実に果たしていくことが求められて います。そうした中でCSR活動は、当社グループが事 業を継続し成長させていく上で重要な基盤となってい ます。当社グループでは、グループ理念に基づいて CSRに関する基本方針や行動規範などを定め、推進体 制や仕組みを整備しておりますが、これらをしっかりと 機能させてCSR活動を推進してまいります。

リスクマネジメント

リスク管理の体制と概要

当社のCSR・リスクマネジメント委員会では、定期的なリスク評価などによりリスクを俯瞰して、全社的に対応すべき重要リスクを定め、優先的に対策を推進しています。分野別には、環境・品質・安全・防災といった各種の専門委員会活動などを通じて、事業活動に関するリスク管理の推進を図っています。

全社共通重要リスク

- ●コンプライアンス
- ●品質管理
- ●地震など大規模災害
- ●情報セキュリティ
- ●グループ会社管理

大規模災害などの危機発生時には、必要に応じて、社長をトップとする緊急対策本部・現地対策本部などを設置することを定めるとともに、各部門の役割などを明確化しています。また、初動マニュアルの整備、必要物資類の備蓄、連絡体制・安否確認の仕組みの整備などを行うとともに、定期的に訓練を実施しています。

BCM活動

【事業継続ISO】

当社では高まるステークホルダーの事業継続活動の要求に応えるべく、事業継続マネジメントシステム (BCMS) の国際認証の取得を積極的に推進し、これまで「光半導体デバイス事業」(千葉事業所)、「銅線製品事業」および「モーター用巻線製品事業」(以上三重事業所)が BCMS のISO規格 (ISO22301)の認証を取得しています。各事業部門において事業継続マネジメント (BCM)を運用し、期首ごとのBCM活動計画、職場内での教育、内部監査を実行するとともに、演習として「スーパー豪雨」「パンデミック」など地震以外のリスクも取り入れ、重要事業継続のレジリエンス強化に努めています。

【緊急対策本部訓練】

2017年度のBCM訓練では、大地震で当社千葉事業所が被災したとの想定で、被災地側の対策本部、製造部門及び営業部門と本社緊急対策本部との間の役割と取るべき行動について、ワークショップ形式で演習を実施しました。社長からは「組織のリーダーは、災害からの復旧・復活への強い思いと、部下の心と体の健康状態への配慮、そして部下を勇気付ける笑顔が大事である。あるべき姿と現状のギャップを埋めるための計画作りを心掛けてほしい」との講評を受けました。



緊急対策本部訓練 ワークショップの様子

【本社災害対策本部訓練】

本社の災害対策本部訓練では、安否点呼訓練の後、本社地震対応マニュアルの教育、産業医によるAEDの使い方やトリアージなどの衛生講話、備蓄品倉庫からの搬出訓練等を実施しました。また災害時帰宅ルートマップを持って実際に帰宅ルートを歩く「徒歩帰宅訓練」を、丸の内を基点とした4ルートに、新たに甲州街道(新宿)方面を加え、参加者21名で実施しました。各ルートとも約2時間の行程を危険箇所、避難設備などを確認して歩きました。参加者からは「同方向へ帰宅する方たちと面識ができて心強い」「一度歩いてみることにより場所の感覚が身につき、良い経験となった」「有事の際には多数の人が路上に溢れることを想定すると非常に困難」などの感想が寄せられました。

本社災害対策本部訓練





安否点呼訓練

衛生講話





徒歩帰宅訓練 説明会

徒歩帰宅訓練 オフィスを出発

情報セキュリティ

当社グループが対応すべき重要度の高いリスクとして、情報セキュリティは情報システム、知的財産保護および情報管理などの視点から、関係する部門が情報を交換し、連携して対策を進めています。ハードウェア(主にモバイル機器)の持ち出し管理による情報漏えい対策や、ソフトウェアライセンス管理などによるIT資産管理などは継続して実行しています。不正アクセス禁止法、不正競争防止法(営業秘密)および個人情報保護法などを中心とした情報セキュリティに関わる法令改正の情報や教育資料などは当社およびグループ会社にも配付し、推進部門にフィードバックをもらうなど、継続的な改善活動を行っています。

昨今企業や個人を狙った標的型攻撃^{注1)} などのサイバー攻撃被害が増加するなど、サイバーセキュリティのリスクはますます深刻化しています。このような状況に鑑み、当社では内閣府発行の「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を参考にサイバーセキュリティ体制を構築し、「古河電工CSIRT^{注2)}」を発足しました。平時においてはネットワーク環境の監視とともに脆弱性診断、リスク分析を行い、有事においてはインシデントの原因を特定し、影響範囲を見極めて迅速に収束を図るとともに、社内外と情報連携して被害の拡大を防ぐ役割を担います。今後も当社グループ会社を含めたサイバーセキュリティ管理体制を充実させていきます。

知的財産リスク

当社は、他社動向を把握したパテントポートフォリオマネジメントに基づき戦略的に知的財産権を創出するとともに、知的財産リスクの低減にも努め、経営の安定化を目指しています。

知的財産リスクに関しては、リスクを「権利侵害リスク」「模倣品リスク」「契約リスク」「技術流出リスク」の4つに分類し、たとえば、「技術流出リスク」に対しては、開発現場、生産現場の技術秘匿や、タイムスタンプシステムを導入した情報保全強化などの対策を行っています。

また、国内外の当社グループに対する、研修の体系的な実施、知的財産リスク低減の取組みを紹介するニュースレターの定期発行、優秀な発明や活動に対する社長表彰などの顕彰により、知的財産リスクの低減活動をグループ・グローバルに展開しています。

サイバーセキュリティに関する組織構成



- 注1) 標的型攻撃: 攻撃対象の特定〜初期潜入〜侵入基盤構築〜目的遂行と段階的に 進行するのが特徴であり、初期侵入段階でコンピュータウィルス等を仕込んだ メールを送り添付ファイルを開かせる、或いは本文のリンクをクリックさせ、 不正サイトにアクセスさせるなどしてウィルスに感染させるもの。
- 注2) CSIRT: Computer Security Incident Response Teamの略。サイバーインシデントの発生に対応するための組織であり、インシデント発生を受けて原因調査、影響範囲特定、根絶などに迅速に対応するために組織化されたチーム。

課題と今後の方針

グローバル市場への事業展開に伴い、当社グループが直面するリスクは年々多様化、複雑化しています。特に、新興国を中心とした海外事業に関するリスクや、バリューチェーンの視点からのリスクについての管理が重要課題と認識し、対応の強化を図っていきます。

コンプライアンス

基本的な考え方

当社グループでは、コンプライアンスを「単なる法令 遵守にとどまらず、社会の構成員としての企業および企 業人に求められる価値観や倫理観に即した行動をとるこ と」と認識し、「気づく」・「話す」・「正す」の「コンプライ アンス活動 3つの約束」を定め、一人ひとりの日常から の実践を促しています。

コンプライアンス活動 3つの約束



①気づく

- ・理念、CSR行動規範に沿っているか?
- ・悪しき慣行はないか?
- ・社会の要請・期待に反していないか?

②話す

- ・放置しない
- 相談する
- ・迷ったら情報を上げる

③正す

- 気づいたらすぐ直す
- 常に改善する

従業員への教育・啓発

従業員一人ひとりにコンプライアンス意識を浸透させ るべく、さまざまな教育や啓発活動を行っています。

コンプライアンス教育

主要な共通教材として、「古河電工グループCSR行動 規範」の手引書である「CSR・コンプライアンス・ハン ドブック」を、当社グループ従業員に配付し、さまざま な機会で活用しています。新入社員から役員までのあ らゆる階層別教育にコンプライアンス教育を組み込む と同時に、テーマ別の集合研修やeラーニングを実施 し、グループ全体でコンプライアンス教育に取り組んで います。

教育実績(2017年度)

	講習	対象	受講者
階層別 教育 ^{注1)}	役員研修	新任役員 (常勤、非常勤)	18名
	マネージャー 研修	新任課長および マネージャー	79名
	基幹社員研修	新任管理職 および専任職	49名
	新入社員研修	新入社員	92名注2)
テーマ別 教育	競争法および贈り	246名	
	下請法	627名	
	安全保障貿易管理	853名	

注1) 階層別教育の管理職研修および新入社員研修は、講習内容に人権教育を含む 注2) 古河電工のみの数値

コンプライアンス月間の取り組み

当社グループでは、毎年10月~11月をコンプライアンス月間と定めており、グループ各社でそれぞれのコンプライアンス課題に対応した取り組みを実施しています。

2017年度コンプライアンス月間

古河電工での主な取り組み

- 分野別チェックリストによる職場自主点検 【分野別チェックリスト】
 - ①独占禁止法 ②派遣・請負業務 ③下請取引
- ④労働安全 ⑤資産保全 ⑥情報セキュリティ
- 2 職場ミーティング実施
- 3 競争法および贈収賄規制に関する講習会
- 4 「コンプライアンス誓約書」の提出(基幹社員以上が対象)

コンプライアンス意識調査

当社グループでは、コンプライアンス意識調査を継続的に隔年で実施しています。従業員のコンプライアンスに関する意識や理解度を測定するとともに、従業員にコンプライアンスに関する「気づき」を促すことを目的としたものです。調査結果は参加したグループ会社各社および当社内の各部門にフィードバックされ、それぞれの組織でのコンプライアンス施策の立案に活用しています。2018年度は2016年度と同様に、古河電工グループCSR行動規範に基づいたコンプライアンス意識調査を実施する予定です。

内部通報制度

当社グループでは内部通報制度を導入し、不正行為の早期発見や是正を図っています。当社では、社内通報窓口と外部第三者機関を利用した社外通報窓口(古河電工グループ・ホットライン)を設置しており、どちらの窓口も匿名での通報が可能です。通報内容は、内部通報事務局が厳重に管理し、通報者が不利益を被ることがないよう十分に配慮しなから、迅速に調査し適切に対応しています。2016年度からは海外グループ会社向けの社外通報窓口を新設し、2017年度末の時点で10ヶ国、約40社に導入しました。

安全保障貿易管理

当社グループは、安全保障貿易管理をグローバルに事業を展開する企業が果たすべき重要な責務と認識し、安全保障に関する国際的な枠組み(輸出管理レジーム)を反映した法令などを踏まえ、兵器や軍事に転用可能な貨物・技術の管理体制整備と強化を図ってきました。

製品の輸出や技術提供に際しては「安全保障輸出管理 規程」に基づく取引審査などを通して、関連諸法令の遵 守と共に懸念国などへの迂回輸出の防止にも細心の注 意を払っています。

贈収賄防止

2012年4月に「古河電エグループ贈収賄禁止基本方針」を制定し、同年12月に「贈収賄防止ガイド」を発行し、グループ全体での贈収賄リスク管理体制の構築に向けた活動を推進しています。

海外コンプライアンスセミナー

2014年度より、現地の法と習慣を考慮した集合型コンプライアンス教育として、競争法遵守・贈収賄禁止をテーマとしたセミナーを実施しています。2015年度までは中国で、2016年度はタイ・バンコクで、そして2017年度はインドネシア・ジャカルタで開催しました。現地法人のローカルの営業担当、購買担当を中心に5社38名が参加し、弁護士によるインドネシア語と日本語による講義とコンプライアンスに関するディスカッションを行いました。



課題と今後の方針

これまで当社が取り組んできた法令遵守のためのさまざまな施策に、グループ会社の参加範囲を拡大していくことが当社グループとしての課題と認識しています。そのためにはグループ全体を視野に入れた効果的な教育コンテンツ整備やグローバルな推進体制の強化に注力し、海外コンプライアンスセミナーの開催を増やしながら、「皆で考え、行動するコンプライアンス」をスローガンに、一人ひとりの自発的行動を促すことでコンプライアンス意識のさらなる向上を図ります。